

鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画
第3回策定委員会・第2回テーマ別部会

日時：平成27年12月18日(金)
午後1時30分～
場所：「にこのふる」大会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 第2回策定委員会での質問に対する回答について
- (2) 第1回テーマ別部会の話し合いの内容について（報告）
- (3) アンケート調査、住民座談会の中間報告について（報告）
- (4) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の素案について（説明）

《テーマ別部会の会場へ移動・休憩》

支え合いの仕組みづくり部会	：大会議室1
生活困窮・権利擁護部会	：大会議室2
応援団づくり部会	：小会議室

3. テーマ別部会

- (1) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の素案についての検討
 - ①支え合いの仕組みづくり部会
 - ②生活困窮・権利擁護部会
 - ③応援団づくり部会

4. そ の 他

5. 閉 会

鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画
第 1 回 支え合いの仕組みづくり部会会議概要

1 話題提供

- (1) 第一学区安心安全絆づくり推進会議「誰も孤立させない絆づくりプロジェクト」について

【佐藤智志 委員（第一学区安心安全絆づくり推進会議会長）】

- (2) 由良社会福祉協議会「多様な知恵と地区の強みを活かした見守り・支え合い活動」について

【佐藤美喜雄 委員（由良社会福祉協議会会长）】

- (3) 市社会福祉協議会藤島福祉センター「ふじしま地域支え合いプラン～みんなの藤島いいどごプラン～」について

【多田隆佳 市社協班長（市社会福祉協議会藤島福祉センター長）】

2 協議

住民主体の見守り・支え合い活動を進めるために必要な地域力、近隣・町内会・小学校区単位の取り組み、小学校区における推進組織等について意見交換

○安心カードと個人情報保護法、個人情報保護条例との関連

・要支援者名簿の作成について、本人の生命を守るために名簿であっても個人情報保護法に抵触するということがあり、ネックになっている。どの程度進めたらよいか疑問がある。

・情報の共有、認知症者に対する同意の判断など、個人情報についてどのように取り扱えばよいか説明をお願いしたい。

・行政が一方的に動いても、地域の協力体制がなければ名簿を作っても有意義に使えない。自主防災組織の中で支援体制を作る上では、協力して名簿を作りましょうということになっている。

ただし法律上、個人情報審議会の了解を取る必要があるようだ。

第一学区では、役員、民生委員が訪問し同意を得る。→ 名簿を町内会で共有。マップに落とす。→ 隣組またはブロック単位で支援者・支援協力者をセットにし、グループで支援する体制をとっている。

○世帯数の減少について

・コミュニティ計画では、人口問題研究所の推計から、核家族化の時代は終わり 1 人暮らし世帯も減少し、これから 5%、10% 世帯数は減るだ

ろうと予測している。

自治振興会は世帯からの会費で運営しているため、世帯数が減るということは大変な問題。自治組織も運営されなくなってしまう。

○地域活動センターの運営等について

- ・今年度から、新たに防災、福祉分野も関係してきた。

災害時の対応について、ある程度自分たちの力で切り盛りをとのことから組織作りが必要と感じているし、そのためには名簿も必要である。

会費の徴収がなく、自主財源をどこで作るかが現在の課題である。

- ・町内会でも温度差がある。行政が地域に協力すべきである。

3 アドバイザー染野享子氏より

○3例とも先進的な事例であり、リーダー層の存在から、次に付随して協力する人が動いてくれている。

リーダーや地域の方が自分の地域に愛着を持っていることが、地域力につながっていくのではないかと感じた。

○第1学区の取り組みについては、災害マップ作りは有効であり、情報が共有されてきている。この活動から、新しい社会問題の情報が見えてきたと思う。

○由良地区の取り組みについては、新しい若い世代、小中高生を巻き込むことは人材育成として有効である。

担う人材を視野に入れ、地域の中に安定づけ、高齢者と活動する中で「ここが好き」「一緒にやっていきたい」という気持ちが自然と芽生えると思う。

学校での福祉教育だけが正しいわけではなく、地元の高齢者と接することが長い目で見ると人材育成につながっていくと考える。

○個人情報について

災害や学校の連絡網を作成する場合は保護法に抵触しない。ただし、手挙げ方式で同意は取った方がよい。

平成 27 年 10 月 22 日

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
支え合いの仕組みづくり部会部員 各位

部会長 佐藤 智志

見守り・支え合い活動に関するアンケートのお願い

秋冷の候、部員の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、先日「第 1 回支え合いの仕組みづくり部会」を開催いたしましたが、会議時間も短く、十分な話し合いがなされないまま終了してしまいました。

事務局から協議題として挙げさせていただきました『住民主体の見守り・支え合いを進めるために…』につきまして、部員の皆様は、様々なご意見やお考えをお持ちのことと思います。

そのような声を記名式のアンケートでお聞きし、第 1 回部会のまとめとさせていただきたいと思いますので、下記のとおりご回答くださるようお願いいたします。

記

1. 回答する上での留意点

- 先日の部会に出席された部員の皆様は、同部会で報告されました第一学区安心安全絆づくり推進会議、由良社会福祉協議会、藤島福祉センターの実践事例を踏まえてご回答ください。
- 欠席された部員の皆様は、先に送付しました会議資料及び同封の会議録をご熟読の上、ご回答ください。

2. 提出方法

- ・同封しました返信用封筒で 11 月 3 日(火)まで返送してください。

※※※※※※※※※※※※※※※
地域福祉計画・地域活動計画策定委員会
支え合いの仕組みづくり部会
担当：市) 福祉課地域福祉係 工藤
市社協) 地域福祉課 大戸
※※※※※※※※※※※※※※※

見守り・支え合い活動に関するアンケート

所属		役職		氏名	
----	--	----	--	----	--

問1. 住民主体の見守り・支え合い活動を進めるために、どのような地域力が必要だと思いますか。

※先日の部会を踏まえて作成した事務局（案）です。修正箇所等がありましたら、赤字で加除・修正をお願いします。

- ①住民が抱える生活課題を発見し、共有する力
- ②課題解決に向けて行動する力
- ③地域の特徴や強みを活かした活動を企画する力
- ④地域内の住民組織・団体等と連携していく力
- ⑤行政・専門職と連携していく力
- ⑥制度や資源の不足について提言・提案する力
- ⑦地域の将来を予測し、活動計画をつくる力
- ⑧活動計画を実践し、ふりかえる力

※上記以外のご意見があれば、ご記入ください。

問2. 今後、学区・地区社協や自治振興会等の広域コミュニティ組織による見守り・支え合い活動を推進する必要はあると思いますか。該当する項目に○印をおつけください。

- ・必要だと思う
- ・今は必要ないが、いずれ必要になると思う
- ・必要ないとと思う
- ・その他 ⇒ ()

裏面もあります。

問3. 問2で「必要だと思う」「今は必要ないが、いずれ必要になると思う」と答えた方にお聞きします。具体的にどのような活動が必要だと思いますか。優先度の高いと思われるものから順番に番号をつけてください。

優先度	活動内容
	要援護者のニーズ把握（アンケート、座談会、マップづくり等）
	課題の共有・解決に向けた協議の場づくり
	異変の早期発見・連絡の仕組みづくり
	住民型生活支援サービス（簡易な家事援助）
	身近な居場所づくり（サロン、コミュニティカフェ等）
	見守り・支え合い活動の担い手発掘・養成
	住民の福祉意識の啓発（座談会・研修会、広報紙発行等）
	地域福祉活動計画（地域支え合いプラン）づくり
	その他① ⇒ ()
	その他② ⇒ ()
	その他③ ⇒ ()

問4. 問2で「必要だと思う」「今は必要ないが、いずれ必要になると思う」と答えた方にお聞きします。広域コミュニティ組織による見守り・支え合い活動を推進する上で、行政・市社協はどのような支援に重点を置くべきだと思いますか。ご自由にお書きください。

行政	
市 社 協	

問5. その他、見守り・支え合いに関することであれば、何でも構いませんので、ご自由にお書きください。

--

アンケートは以上で終了です。お手数をおかけしますが、同封の返信用封筒で11月3日(火)まで返送してください。ご協力ありがとうございました。

鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画 策定委員会 第1回 生活困窮・権利擁護部会（会議概要）

■ 協議内容

- ・空き家の有効活用はランドバンクとは別の考え方が必要。（委員より）
- ・空き家の賃貸については仲介役がおらず、持ち主が貸すことに不安を抱いている。ランドバンクが仲介役に入ってくれるなら貸しても良いという意見はある。福祉の方面で必要な取り組みがあれば協力したい。（委員より）
- ・居住支援協議会への仲介依頼割合は、生活困窮者が6割、精神障害を理由とする方が2割となっている。なお、アルコール依存症の方が断れたという例もある。（ワーキンググループメンバーより）
- ・生活困窮者に対しては、個別対応しないと難しいケースが多くなっている。福祉計画にも個別計画に関する年度計画を盛り込むことが必要ではないか。（委員より）
- ・生活自立支援センターの相談傾向として、男性は単身者が多く、女性は母子世帯が多い。負の連鎖による困窮者の対応として予防的視点が重要である。（ワーキンググループメンバーより）
- ・生活困窮者の対応も含め、就労支援、学習支援をどのように行うかが課題。（委員より）
- ・グループホーム等が少なく、また、ショートなどの受入数が少ない。制度的に増やしていく必要がある。福祉計画に入れてほしい。（委員より）
- ・高等学校以上の青年期の発達障害者の対応が難しくなっている。（委員より）
- ・障害手帳なしのグレーゾーンの人たちをつなぐ場所がなく、このような人が増えている。新しい課題へのセーフティーネットの開発をどうするか。専門性がないと前に進みにくい課題もある。（委員より）
- ・精神障害の方が高齢者になると介護保険対応となる。そのような方が徘徊するようになると、地域の方々の受入、対応をどうするべきか悩んでいる。（委員より）

- ・「障老介護」という実態が見受けられる。福祉サービスになじみが無く、わからないまま年を取ってしまっている。施設入居者よりも、在宅で長く障害児の世話をを行ってきた世帯が圧倒的に多い。この住宅支援が必要。（委員より）
- ・神奈川県では市職員に対し、発達障害の方への対応の研修を行っている。職員研修の実施計画も福祉計画に入れるべきだ。（委員より）
- ・日弁連でも専門職との連携が重視されており、ケース検討・会議をチームアプローチにより対応できるように、専門職員の派遣等も検討している。（委員より）
- ・触法青年の精神障害者への対応は一般の精神障害者への対応とは違い、専門的な知識を持った専門職が必要と感じられる。（委員より）
- ・山形県は虐待通報件数が低いが、逆に虐待に対する意識が低いのではないか。この分野に関しても研修が必要だ。（委員より）
- ・自立支援法から総合支援法にかわり、現場が混乱している状況が見受けられる。これに対応するために研修の実施も必要と思われる。（委員より）

鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画 策定委員会

第一回 応援団づくり部会（福祉人材の発掘・養成）

部会長の進行により法人の地域貢献、人材育成等について以下の通り意見が挙げられた。

事例

- ・老人クラブでは今年度から小さな親切運動を推進している。各クラブで要支援にならないための活動を行い「元気な仲間をいつまでも」を目標にしている。老々の会員数は大山が多い、1～6学区では減少傾向にある。行政からも声掛けをしてほしい。
- ・静岡で「学校で使える福祉教育」国語、部活、生徒会……の中で使えるマニュアルを作った。福祉教育にはマニュアルだけでなく準備と人材が必要（先生＋社協職員とか福祉の専門職員）
- ・社協の地域貢献について、大阪では企業がグループを作り、資金を出し合って事業を行っている。→これらに資金をもとに府社協で貸し付け事業を実施
- ・社会福祉法改正案（継続審議中）では、社会福祉法人の責務として地域における公益的な取り組みを実施することが定められている。

例) 豊中市社協 CSW 助成金

滋賀県老人ホームを24時間開放し若者子供の居場所づくり

人材育成について

- ・現在、人材養成がうまくいっていない。今までどおり良いのだろうか。これでは実践者が減るばかりだ
- ・「福祉教育」＝「ボランティア教育、ボランティア活動」なのか。教育というと学校や学生に限定されがちだが、青年や元気な高齢者も対象になりうるのではないか。
- ・福祉専門職ではなく、一般の人をどう福祉活動に取りこむのか。生協、農協、一般企業や労働組合はネットワークを組み応援団を作っている例もある。
- ・支援の必要な人を取り巻く人をどう育てるのかが大切
- ・社協専門職職員の育成も活動計画に入れはどうか？（人材については発展強化計画に盛り込まれている）
- ・人材育成について。最近、施設の新人職員は高齢者と生活したことの無い人が多い。小学生が認知症徘徊者を見つけるよう、小中学生に認知症を教えるのはどうか。社協では地元の人と学校を訪問し認知症サポーター講座を実施している。

法人の社会貢献について

- ・（配布資料の鶴岡市社協施設のボランティア活動について）現行の地域貢献活動をもっと広く知らせるべき。

- ・以前出席した講演会でキリンビール社長が「これからは、企業は社会貢献しないと生き残れない」と言っていた。企業にとって企業イメージの向上や地域の人からの支援は欠かせなくなっているようだ。
- ・1970～1980ごろ社会福祉法人の資源を地域へ提供する流れがあった。

【その他】

- ・応援団の対象とする人は？誰を応援するか？→支援の必要な人
- ・介護ロボット 20～30年後に導入、自動運転の車も今後出てくるだろうから、介護や有償運送の分野で効率化は避けられないだろう。
- ・ワーキンググループと計画策定の関係が見えない
- ・ワーキンググループでは事務局がテーマを絞って示し議論するべき

平成27年12月18日
鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画
第3回策定委員会・第2回テーマ別部会
資料 2

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査について

平成27年12月15日現在

No.	対象団体・対象世帯・対象者	対象数	回答数	回答率
1	民生委員・児童委員(全市)	349名	311名	89.1%
2	町内会長(旧市:第1~6学区)	102名	95名	93.1%
3	自治会長、住民会長等(旧市:郊外地)	146名	114名	78.1%
4	自治会長、区長等(旧町村)	218名	158名	72.5%
5	ひとり親世帯(全市)	1,157世帯	414世帯	35.8%
6	市社協のホームヘルパー	91名	91名	100%
	合 計	2,064	1,183	

地域福祉計画・地域福祉活動計画 座談会実施状況

No.	実施時期	町内会・団体等	選定理由及び特徴
1	11月10日 (火)	第三学区四団体連絡会議 (第三学区)	平成26年度～おだがいさまネット活動実践 生活支援サービスへの取り組み
2	11月10日 (火)	藤島地区自治振興会 (藤島地域)	平成25年度自治振興会設立 福祉部設置 新興住宅地
3	11月26日 (木)	大部町町内会 (第三学区)	先駆的地域福祉活動実践 安心カード全戸配布等(H26ステップアップ事業)
4	11月27日 (金)	田川版おだがいさま見守りネット 手引き作成プロジェクト委員会 (田川地区)	平成26年度～おだがいさまネット活動実践(田川地区社会福祉協議会) プロジェクト委員会設置
5	12月3日 (木)	新海町町内会 (第六学区)	先駆的地域福祉活動実践 見守りの仕組みづくりの構築
6	12月6日 (日)	朝日南部地区自治振興会 (朝日地域)	平成26年度自治振興会設立 地域活性化への取り組み 山間部
7	12月10日 (木)	学区・地区社協代表者 情報交換会 (鶴岡地域)	グループワーク実施 ・見守り座談会について ・おだがいさまネット活動について
8	12月11日 (金)	稻生町町内会 (第四学区)	大規模町内会(1,470世帯) H26リーダー養成研修実施学区
9	12月14日 (月)	双葉町町内会 (第一学区)	先駆的地域福祉活動実践 双葉町福祉計画策定 福祉ネットワーク会議実施
10	12月15日 (火)	鶴岡青年会議所	若者社会参加・育成 鶴岡地域生活自立支援センター連携

平成 27 年 12 月 18 日
鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 第 3 回策定委員会・第 2 回テーマ別部会
資料 3-1

地域福祉計画・地域福祉活動計画 検討ポイント整理表

計画体系 系 No.	重点課題（案）	検討ポイント		テーマ別部会 支え合 い仕組	生活困窮 権利擁護	応援団 づくり	ペー ジ
		検討ポイント	検討ポイント				
1- (1)	地域包括ケアの推進体制の整備と構築		(仮称) 鶴岡市地域包括ケア推進会議の設置				2
	"		(仮称) 鶴岡市地域包括ケア推進室の設置				3
1-(3)			地域ケア個別会議・地域ケアネットワーク会議の拡充				4
2-(1)	ワンストップの初期相談支援、生活困窮に関する問題への連携した取り組み体制の整備		ワンストップの初期相談・支援体制の整備				6
2-(4)			暮らしのセーフティネットを構築する各種プロジェクトの推進				7
2-(5)			中学校区エリアへの「(仮称) 地域福祉コーディネーター」の任命・配置				8
4-(1)	地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築		地域の支え合い活動の担い手及び地域リーダーの発掘・育成				10
4-(3)			地域における課題を解決するための住民・関係団体と行政によるパートナーシップの構築				11
4-(4)			社会福祉法人（公益活動）への指導・助言				12

計画体系No.	重点課題(案)	検討ポイント	テーマ別部会			ページ
			支え合 い性組	生活困窮 権利擁護	応援団 づくり	
(1)ー① 実	住民主体による身近な地域での支え合い活動の充 実	地域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備	●			1 4
(1)ー③		おだがいさまネット活動の推進	●			1 5
(5)ー② 能の充実、運営体制の整備	新たなニーズに対応するボランティアセンター機 能の充実、運営体制の整備	地域のニーズに対応したボランティア活動の促進		●		1 7
(5)ー③		子どもの貧困や生活困難者、社会的に孤立している人へ のボランティア活動の開発と普及		●		1 8
(6)ー①	福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進	ボランティア体験学習プログラムの充実		●		2 0
(6)ー③		社会人などに向けた福祉教育及びボランティア体験学 習の推進		●		2 1
(6)ー⑤		孤立しがちな子ども・若者たちへの支援のあり方の検討		●		2 2
(7)ー①	権利擁護活動の強化と体系统的な基盤整備	権利擁護についての総合的な支援機関「(仮称) つるおか 権利擁護センター」の設置の検討など相談支援体制の充実		●		2 4

地域福祉計画（仮称）つるおか地域福祉プラン 2015 体系（案）

基本方針	重点課題	施策の方針
1、超高齢化に対応した地域包括ケアの仕組みづくり	地域包括ケアの推進体制の整備と構築	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括ケアの推進体制の整備 (2) 5層エリア設定に基づく福祉コミュニティづくりの拡充 (3) 専門職や関係者による連携と地域ケア会議の拡充 (4) 地域の特性に応じた地域資源やサービス提供体制の開発・整備 (5) 認知症等の介護者への支援策の強化 (6) 介護人材の確保と養成
2、暮らしのセーフティネットを構築する相談支援体制の整備	ワンストップの初期相談支援、生活困難に関する問題への連携した限り組み体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワンストップの初期相談・支援体制の整備 (2) 生活困難者自立支援事業の拡充 (3) 生活困難に関する問題への連携した取り組みの体制整備 (4) 暮らしのセーフティネットを構築する各種プロジェクトの推進 (5) 中学校区エリアへの「(仮称) 地域福祉コーディネーター」の任命・配置
3、住民主体による地域の特性を活かした新たな支え合いの仕組みづくり	住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における住民主体による新たな地域支え合い活動への支援 (2) コミュニティセンター・地域活動センターエリア単位の地域福祉推進体制の整備 (3) 地域支え合い活動「おだがいさまネット活動」の拡充 (4) 「地域支え合いプラン」の普及・拡大
4、地域の人づくりと地域住民・関係団体と行政による協力関係の構築	地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の支え合い活動の担い手及び地域リーダーの発掘・育成 (2) 包括的な相談支援など新しい福祉サービス提供を担う人材の育成・確保 (3) 地域における課題を解決するための住民・関係団体と行政によるパートナーシップの構築 (4) 地域公益活動を推進する社会福祉法人への指導・助言 (5) 鶴岡パートナーズ制度の活用

基本方針	重点課題	施策の方針
5、こころとからだの健康推進・介護予防活動の推進	住民主体による健康増進・介護予防活動の推進	(1) 「(仮称) 介護予防運動プロジェクト」の推進 (2) 認知症への理解と予防の推進 (3) こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進リーダーの養成 (4) 生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進
6、子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり	子どもとともに若者の健やかな成長と参加を応援する施策の充実	(1) 子ども・子育てや若者に関する相談支援体制の整備と機能の強化 (2) 発達障害支援センター機能の拡充と療育システムの構築 (3) 子ども・若者がまちづくりに参加し、故郷への愛着を育み、地元への定着を図る取り組み (4) 若者の交流と定住を促進する施策の充実
7、地域で安心して住むための権利擁護の支援体制の整備	地域で安心して暮らせる権利擁護システムの構築とサービスの質の保証	(1) 総合的な権利擁護システムの整備 (2) サービス評価と苦情対応システムの整備 (3) 行政や各種の民間事業者などの従事者に対する権利擁護に関する啓発や普及の拡充 (4) 障がい者差別解消への取り組み
8、地域資源を活かした地域の活性化に向けた施策の展開	地域の活性化に結び付けた施策の展開	(1) 楽社の視点に立った地域産業やコミュニティビジネスの振興 (2) 過疎地における集落活動などへの支援 (3) 履用対策の推進 (4) 高等教育・研究機関の研究成果の活用
9、災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり	地域住民の主体的な防災・防犯への取り組み	(1) 援護行動要支援者個別支援計画の作成 (2) 地域住民の力を活かした防犯・防災への取り組み

地域福祉活動計画（仮称）おだがいさまのまちづくり計画 2015 体系（案）

基本的な視点	重点課題	これからとの取組み
(1) 住民主体による身近な地域での支え合い活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備 ② 「(仮称) 見守り座談会」の推進 ③ おだがいさまネット活動の推進 ④ 地域支え合いプランの作成・進行管理 	
(2) 地域で安心して暮らしていく個人・家族への支援と地域包括ケアの促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 在宅ケアを継続できる支援システムづくり ② 医療・看護・介護、住宅などの領域における多職種の連携・協働による地域包括ケアの推進 ③ 介護者や障がい児・者などの当事者や当事者団体への支援の充実 ④ 地域の課題に応じた新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備 	
(3) 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域おけるセーフティネットの構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① ワンストップによる総合的な相談支援機能の強化 ② 地域生活自立支援センターの相談支援機能の拡充と「暮らしのセーフティネット」を構築するプロジェクトの推進 ③ 「(仮称) 地域福祉コーディーター」の配置と地域支援機能の強化 	
(4) 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成 ② 民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携 ③ 市内の事業所との地域福祉活動の協働化の促進 ④ 社会福祉法人の地域公益活動への支援と協働活動体制の整備 ⑤ さまざまな地域資源を活用した福祉意識の啓発 	

基本的な視点	重点課題	これからの取組み
	(5) 新たな地域のニーズに対応するボランティアセンター機能の充実、運営体制の整備	<p>① 市内の福祉施設やNPO等各種団体と連携した人材の育成とボランティア活動の支援機能の充実</p> <p>② 地域のニーズに対応したボランティア活動の促進</p> <p>③ 子どもの貧困や生活困窮者、社会的に孤立している人へのボランティア活動の開発と普及</p> <p>④ 災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成と設置運営訓練の充実</p>
	(6) 福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進	<p>① ボランティア体験学習プログラムの充実</p> <p>② 学校における福祉教育及びボランティア体験学習の推進</p> <p>③ 社会人などに向けた福祉教育などの社会参加と交流の機会や場の提供</p> <p>④ 中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供</p> <p>⑤ 独立しがちな子ども・若者たちへの支援のあり方の検討</p>
	(7) 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備	<p>① 権利擁護についての総合的な支援機関「(仮称) つるおが権利擁護センター」の設置の検討など相談支援体制の充実</p> <p>② 成年後見制度利用支援の拡充</p> <p>③ 虐待防止や虐待防止ネットワーク機能の充実</p> <p>④ 譚がい者差別解消への啓発の推進</p>
	(8) 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化	<p>① 鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施</p> <p>② テーマ型募金や寄付金等による新たな資金調達の手法の開発</p> <p>③ 社会のニーズに即した研修とによる職員の資質向上と住民の福祉活動への支援体制の整備</p> <p>④ 苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築</p>

平成 27 年 12 月 18 日
鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画
第 3 回策定委員会・第 2 回テーマ別部会
資料 3-2

鶴岡市地域福祉計画

(仮称) つるおか地域福祉プラン 2015

鶴岡市地域福祉活動計画

(仮称) おだがいさまのまちづくり計画 2015

素案資料

【重点課題】 地域包括ケアの推進体制の整備と構築

<現状と課題>

- 鶴岡市の高齢化率は、2014(平成26)年度に30.4%と30%を超え、2015年(平成27年)3月末日現在で、31.3%と超高齢化が進んでいます。
- また、2015~2017(平成27~29)年度の第1号被保険者の介護保険料の基準額は、6,242円に上昇し、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025(平成37)年度には、同8,980円となることが見込まれています。市民への過度の負担を極力減らし、財政的な安定性を維持するためにも、今後制度の効率的な運営や介護予防の推進などによって健康寿命を伸ばすことにより、介護保険制度や医療制度の持続可能性を高めていくことが強く求められます
- 医療・看護・介護・住まい・生活支援サービスなどを横断的、効果的に提供し、可能な限り、これまで住んでいた地域で安心して暮らせる「地域包括ケア」を開発し、その普及を図るためには、行政における横断的な推進の仕組みと組織が整備され、効果的に運営する必要があります。
- 地域包括ケアの構築は、行政の各部署の機能を、有機的にまた効果的に連携させ、一体的に進める体制を整備する必要があります。また、地域包括ケアを継続的・発展的に進める体制の整備が求められます。

(仮称) 鶴岡市地域包括ケア推進会議の設置

- ◇団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、地域包括ケアを継続的・発展的に進める体制として、行政の関係部局や民間の関連機関・団体、住民の代表が参加し、鶴岡市における地域包括ケアの構築のあり方について協議する「(仮称)鶴岡市地域包括ケア推進会議」を設置します。
- ◇「(仮称)鶴岡市地域包括ケア推進会議」は、現在の「鶴岡市介護保険運営協議会並びに地域包括支援センター運営協議会」を発展・拡充させ、鶴岡市における高齢者の介護サービス、医療・介護連携、住まい、生活支援・介護予防、人材確保・養成等に関する課題の把握と対応策を協議・検討し、地域包括ケアの構築のあり方について協議する組織となります。
- ◇この「(仮称)鶴岡市地域包括ケア推進会議」には、地域包括ケアの構築に関わる地域医療・看護関係者、介護関連事業者、生活支援サービス関連事業者、住宅関連事業者、住民代表、行政（地域医療、保健、介護、福祉、住宅、コミュニティ関連部局）などによって構成されます。

(仮称) 鶴岡市地域包括ケア推進室の設置

- ◇この「(仮称)鶴岡市地域ケア推進会議」において、鶴岡市の地域包括ケアの構築を協議するための医療・介護等に関する実態の把握や分析、課題の検討をする事務局、また、地域包括ケアの構築に関する行政の各部局との連絡調整、民間事業者、住民組織との連携などを推進する組織として、「(仮称)地域包括ケア推進室」を設置します。
- ◇「(仮称)地域包括ケア推進室」は、行政の介護担当部局に、地域医療、保健、福祉、住宅、コミュニティ関連部局の職員の兼務や民間の関連部門の職員の出向・派遣等によって構成されます。
- ◇このように鶴岡市における地域包括ケアを構築する体制の整備を図り、地域包括ケアに関する課題の把握と社会資源を発掘するとともに、関係者による対応策を検討し、それらの対応策を決定・実行します。そして、その成果について分析・評価し、新たな対応策の検討と改善を図ります。

地域ケア個別会議・地域ケアネットワーク会議の拡充

◇現在、対応が困難な事例や医療・保健・社会福祉の各専門職の連携が必要な課題に対して、高齢者領域では、地域包括支援センターが中心となり、個別の事例については、「地域ケア個別会議」、地区別に「地域ケアネットワーク会議」が行われています。今後、地域包括ケアの構築を図るために、医療・保健・福祉関係者が一体となって、患者・家族を支援するチームアプローチの拡充を図ります。

【重点課題】ワンストップの初期相談支援、生活困窮に関する問題への連携した取り組み体制の整備

＜現状と課題＞

- 高齢者の介護や子育て、障害者や引きこもりなどに関する複合的な課題を抱えた家族が増加しており、気軽にワンストップで相談に乗り、調整する総合的な初期相談支援体制の整備を進めることや、高齢者領域だけでなく、子育てや障害者、生活困窮者などに関する多職種連携や地域単位のネットワークの形成を図る必要があります。
- 準要保護世帯、子どもや若者の貧困や引きこもり、家庭内暴力、ごみ屋敷問題、未婚の子どもと老親世帯の共倒れ危機、触法障害者・高齢者など生活困窮や社会的に孤立している個人や世帯の問題に対し、福祉部局だけでなく、保育所や学校・教育委員会、居住支援協議会、司法関係者、ハローワーク、若者サポートステーションなどの関係機関が十分に連携し、取り組む体制を整備する必要があります。
- 2015年度から開始された生活困窮者自立支援事業制度における自立相談支援事業の成果と課題を踏まえ、他の生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業などの任意事業の必要性について検討するとともに、一時避難所（シェルター）や生活寮、就労支援プログラムなどの地域資源の整備や開発のあり方などについて検討する必要があります。

ワンストップの初期相談・支援体制の整備

◇高齢者の介護や子育て、障害者や引きこもりなどに関する複合的な課題を抱えた家族に対して、気軽にワンストップで相談に乗り、調整する総合的な初期相談支援体制を第2層の中学校区エリアに整備することを促進します。

暮らしのセーフティネットを構築する各種プロジェクトの推進

◇複合的な問題をかかえた世帯や生活困窮者の暮らしのセーフネットを推進するために、行政や民間の関係機関・団体の関係者による各種プロジェクトを発足し、地域の特性に応じた新たな地域資源の開発を図ります。

(プロジェクト例)

- ・貧困家庭の子どもの学習支援プロジェクト
- ・空き家活用プロジェクト（生活寮、シェルター、自立訓練プログラムなど）
- ・生活困窮者就労支援プロジェクト（福祉と農業連携プロジェクトなど）
- ・移動困難者への移送サービス開発プロジェクト

中学校区エリアへの「(仮称) 地域福祉コーディネーター」の任命・配置

- ◇複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者へのチームアプローチによる個別支援の推進と地域の特性に応じた社会資源の改善・開発を促進するために、第2層の中学校エリアに、「(仮称) 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）」を任命し配置することを検討します。
- ◇地域福祉コーディネーターは、例えば、行政の福祉部局の相談担当職員、社会福祉協議会、社会福祉法人等の職員が兼務とし、お互いに連携して、各エリアにおける複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者等へのチームアプローチによる支援のコーディネート、また地域の特性に応じた各種の社会資源の改善・開発の促進を図ります。
- ◇地域福祉コーディネーターは、行政の福祉相談担当、社会福祉協議会、社会福祉法人等において、各種の相談や地域担当について相当年数（例 3 年以上の業務経験）の経験を持つ職員の中で、社会福祉協議会が実施している「コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修」の受講・修了した者の中から任命し、配置することとします。

【重点課題】 地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築

＜現状と課題＞

- 地域包括ケアシステムを構成する生活支援サービスの展開や地域における支え合い活動を推進するためには、地域住民の理解と参加・協力が不可欠です。こうした住民参加型の活動には地域リーダーの役割が重要となります。
前期高齢者である団塊の世代や若者世代などこれまで地域との関係が薄かった住民の発掘・育成を含め、新たな地域リーダーを育成し、様々な地域活動において人材を確保することが重要な課題となります。
- 高齢者・障害者などの地域自立生活を支援するには、地域住民の参加を得た支え合い活動にあわせ、福祉・介護・子育てなどの複雑・多様なニーズ対応に関わる従事者の確保と育成が一体的に展開することが不可欠であり、そのための条件整備が求められます。
- 今後の少子高齢社会において、支援が必要な人びとの目線にたった相談支援にあたる民生委員・児童委員、主任児童委員の役割はますます重要となります。その活動が効果的に展開できるような支援のあり方、担い手の確保が重要な課題となります。
- 地域住民の暮らしの課題は、様々な社会の変化に応じて顕在化しますます複雑・多様化しています。そのような生活課題に対応するためには、行政だけの力では十分に解決ができなくなってきたことから、行政と住民そして民間団体との協働・パートナーシップの形成が不可欠になっています。

地域の支え合い活動の担い手及び地域リーダーの発掘・育成

◇地域における支え合い活動を推進するために社会福祉協議会などと連携して、住民参加型の支え合い活動の担い手の確保と支え合い活動が機能するよう、住民の立場で地域住民の関係団体などをつなぎ、コーディネートする地域リーダー（地域福祉サポートー）の育成を図ります。

地域における課題を解決するための住民・関係 団体と行政によるパートナーシップの構築

◇複雑・多様化している地域住民の暮らしをめぐる重要な課題に効果的な対応策を考え推進するために、それらの課題に関連した各部署と、町内会・自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、市社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人、警察、消防署、商工会議所、NPO法人、ボランティア活団体、事業所」所などの地域関係団体などが参加するプロジェクトチームを設立します。そのプロジェクト例えば以下のようなものが考えられます。

<プロジェクト参考例>

- ・「おだがいさまネット活動」推進プロジェクト
- ・病院退院後計画推進プロジェクト
- ・健康増進・介護予防活動推進プロジェクト
- ・地域における子育て支援活動推進プロジェクト
- ・住環境づくり（空き家・空き地活用）プロジェクト
- ・コミュニティビジネス推進プロジェクト

◇これらのプロジェクトチームは、住民の暮らしをめぐるそれぞれの課題に関して、その背景を探り、効果的な対応策を発案し、それらを実行するための手立てを考えますそして、関係部署、地域住民、関係する団体の役割を明確化し、試行的に実行するとともに、その評価を行います。その評価に基づいて事業の見直しを行い、さらに効果的な課題解決の方策を検討します。

地域公益活動を推進する社会福祉法人への 指導・助言

◇社会福祉法人は、永年の福祉事業実践のノウハウ、人材、設備などを保有している専門拠点であり、既に開始されている生活困窮者自立支援事業などを通し、地域社会の課題解決に向け、行政や社会福祉協議会と協働することが求められています。

【重点課題】 住民主体による身近な地域での支え合い活動の充実

<現状と課題>

- わが国では風雨、波浪、地震、噴火など自然災害が多く生じ、「自分の身は自分で守る」という意識が必要になっていきます。そのため、私たちはいつ起きるかわからない災害に対して、住民主体による身近な地域での支え合い活動を一層、充実させ、ネットワーク構築を拡大することが求められています。
- これらの活動を推進・拡大するためには行政や社会福祉協議会、社会福祉などの関係機関、NPO法人・ボランティア団体、各種民間事業所が連携して支援に関する具体的な方法を相談できる体制を構築し、協働で取り組む必要があります。
- 住民や地域の関連団体が、地域の福祉課題を共通認識し、お互いに協力して活動に取り組み「自分たちのまちの福祉は、自分たちで創る」まちづくりを進めていくことが求められます。

重点課題1 住民主体による身近な地域での支え合い活動の充実
これからの取組み ①広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備

広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備

- 鶴岡地域においては、コミュニティセンターを拠点として進められてきたコミュニティ協議（振興）会・自治振興（自治）会、町内会連絡協議（連合）会、学区・地区社協のそれぞれの活動を整理するとともに、必要に応じて機能分担を図り、21学区ごとの地域福祉推進体制をさらに強化します。
- 藤島・羽黒・櫛引・温海・朝日地域においては、地域活動センターの整備と連動して、それぞれの住民組織や関係団体代表者等との協議を踏まえ、広域的な地域福祉推進組織を明確化します。

おだがいさまネット活動の推進

○市社協が実施したモデル事業の成果を踏まえ、「おだがいさまネット活動」を「見守り」と「支え合い（生活支援）」のネットワークづくりに分類し、学区・地区社協や自治振興（自治）会等の広域的な地域福祉推進組織を中心に、地域の特徴や強みを活かしながら取り組めるよう支援します。

【重点課題】新たな地域のニーズに対応するボランティアセンター機能の充実、運営体制の整備

＜現状と課題＞

- 2011年の東日本震災の発生により、ボランティアセンター業務は、被災地・避難者支援活動を中心という状況でしたが、運営委員会で今後のボランティアセンターの方向性と重点的に取り組んでいく事業について協議し、ボランティアセンターの業務の再構築に取り組んでいます。
- ボランティアセンターの役割として、市内の福祉施設やNPO等の各種の団体と連携して、ボランティア人材の育成やボランティアの普及・啓発が求められます。また、超高齢社会の到来による新たな地域課題や個別生活課題が増加する中で、住民が地域で主体的に行う支えあい活動と連動したボランティアセンターの役割、取り組みの明確化が求められています。
- 不登校、精神疾患等で孤立する人への社会参加を支援する個別ケース対応が増え、新たに連携する機関等が増加しており、今後これらのニーズに対応するマニュアルづくりや関係機関や団体とのネットワークを強化することが求められています。
- 東日本大震災における被災地支援の経験を踏まえ、災害ボランティアセンター設置運営訓練などを通して市内の災害ボランティアネットワークの構築を図る必要があります。

重点課題5 新たな地域のニーズに対するボランティアセンター機能の充実、運営体制の整備
これからの取組み ②地域のニーズに対応したボランティア活動の促進

地域のニーズに対応したボランティア活動の促進

- ◇地域社会のニーズは個別的で多様であるため、全市的なセンター機能だけでは十分補えないことがあります。学区・地区社協やボランティアによる会食、配食、サロン、見守り活動、移送サービス等の地域に密着したボランティア活動を促進支援することで地域住民によるよりきめ細かな展開が主体的になされるように人材養成や情報提供などの充実を図ります。
- ◇そして、ボランティアセンターは、中間支援組織として、市内のさまざまなボランティア・市民活動団体のプラットフォームとして機能するよう、コーディネートの強化と体制の充実を図ります。

重点課題5 新たな地域のニーズに対するボランティアセンター機能の充実、運営体制の整備
これからの取組み ③子どもの貧困や生活困窮者、社会的に孤立している人へのボランティア活動の開発と普及

子どもの貧困や生活困窮者、社会的に孤立している人へのボランティア活動の開発と普及

◇子どもの貧困問題や生活困窮者や若者の引きこもりなど社会的に孤立している人など、今後必要となる生活課題をいち早くキャッチして、その課題解決に向けての学習を行い、関係機関や団体と連携して、そのような課題へのボランティア活動の開発と普及に取り組んでいきます。

【重点課題】福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進

<現状と課題>

- 地域社会をこれからも長く豊かに継続していくためには、次代を担う子ども・若者たちの故郷への愛着心や人とのかかわりを大切にし、生きる力の獲得やお互いに助け合う意識が育成されるようすることが重要です。
- 小・中学校、高校において、学校経営方針・教育方針で「生きる力」「思いやりの心」「お互いに思いやる心」などが位置づけられ、その具体的な取り組みとして福祉教育・ボランティア体験などが教育効果を上げることにつながると評価されています。こうしたことから、地域社会での展開とあわせて、小・中学校、高校の教育現場において、教育委員会や教職員と連携し福祉教育の取り組みやボランティア体験学習の展開が必要です。
- また、福祉教育及びボランティア体験学習は、高齢者や社会人など世代を超えて、地域住民を対象に取り組む必要があり、「社会福祉への関心を深めお互いさまの心を育てる」、「社会福祉の制度・サービスについて理解する」、「地域の課題を見つけ考え方、問題を解決していく」住民のすそ野を広げる基盤的な取り組みが求められます。
- 学校や社会から孤立しがちな子ども・若者が増加しており、このような課題に対する地域住民の理解を深め、その相談・助言を行う機会や場、社会参加へのきっかけをつくる機会や場を充実していくことが求められています。

ボランティア体験学習プログラムの充実

- ◇小・中学生、高校生などの福祉理解のきっかけとする体験学習プログラム メニューや内容については、福祉施設での体験と合わせて、学区・地区社協 活動、地域の福祉活動、ボランティアグループによる活動への参加、当事者 団体の日常活動への参加も加え、より充実を図ります。また、こうした体験が単発で終わらずに、年間を通して継続的な関わりとなるようにプログラムを工夫します。
- ◇体験学習については、学びの段階ごとにさまざまな生き方や価値観に気づき、 社会的な有用感と感動体験を得て、福祉理解が図られるよう、ボランティア・NPOなどの市民活動団体とともに学校や地域におけるプログラムを検討・開催します。また、現在、ボランティアセンターに登録している福祉学習サポーターが、学習への参加・協力だけでなく、学習教材や学習方法など主体的にプログラムの企画を担える育成していきます。

社会人などに向けた福祉教育及びボランティア 体験学習の推進

◇地域福祉実践の担い手づくりを視野に入れ、様々な福祉機関・団体と協働し、社会的な課題の気づきや社会的な課題と一緒に解決していく力、そして自分は社会の一員だという意識の醸成を目的に、既存の「福祉講座・学習」の企画・運営を見直し、新たな「福祉講座・学習」には、こうした目的を明確にし、座学と併せて体験学習を導入することが求められています。

孤立しがちな子ども・若者たちへの支援のあり方の検討

◇生活困窮者自立相談事業、学校や行政、教育相談センター、若者サポートステーション、子ども家庭支援センター、ボランティアセンターなどが連携し、学校や社会で孤立しがちな子ども・若者たちへの相談・助言を行う機会や場、社会参加へのきっかけをつくる機会や場の提供を含め、その支援の在り方について検討していきます。

【重点課題】権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

＜現状と課題＞

- 高齢化の進展により、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの中で、本人を支援してきた親族の死亡や入院、施設入所などにより、これまでなされてきた身の回りの世話が、困難になる人たちが多くなっています。
- 社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）は、近年では年ごとに契約年数が増加しており、特に本市の特徴として精神障害者の割合が高くなっています。支援のあり方が問われています。
- 社会福祉協議会では、2013年度から生活支援係から生活支援課へと組織と職員制を整備するとともに、新たに成年後見制度に取り組み、法人後見を受任しています。法人後見については、法律・医療などの専門職や行政の関係職員による運営委員会を設置し、適正な運営を図っています。
- 権利擁護のネットワーク構築については、後見業務を受任している団体に呼びかけ、情報交換や連携を目的に「鶴岡市成年後見連絡会」を設置し、制度に関する研修会を開催するなど制度の普及啓発に取り組んできています。

重点課題7 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

これからの取組み ①権利擁護についての総合的な支援機関「(仮称) つるおか権利擁護センター」の設置の検討など相談支援体制の充実

権利擁護についての総合的な支援機関「(仮称) つるおか権利擁護センター」の設置の検討など 相談支援体制の充実

- ◇今後、日常生活自立支援事業、成年後見制度について、ますますニーズが多くなることが予測され、弁護士などの専門職による後見人がその役割を担うだけでは対応できず、「(仮称) つるおか権利擁護センター」を設置し、制度の普及啓発、市民後見人の養成、相談対応、手続き支援など、ワンストップで提供できる仕組みづくりを、行政と連携し検討する必要があります。
- ◇社会福祉協議会は、行政や関係機関と連携し、自分自身で福祉サービスや財産管理が困難な人の増加に対応して、日常生活自立支援事業、成年後見制度についての地域住民への周知や利用支援の拡充など、権利擁護に関わる総合的な支援機関としての「(仮称) つるおか権利擁護センター」の設置について検討し、支援機能の充実を図ります。